

各務原公園の指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和元年9月17日

岐阜県都市建築部都市公園整備局都市公園課

1 施設の概要

名 称	各務原公園
所 在 地	岐阜県各務原市鵜沼大安寺町1丁目地内
設置目的	本公園は、豊かな自然環境の中で、子どもたちがのびのびと自由に遊びながら交通に関する知識や正しい交通ルール及び交通安全技能を身につけることができる“交通教室、交通広場”の設置を特色とする公園であり、児童の交通教育の一環となるとともに、各務原市北側丘陵部におけるレクリエーション施設の拠点となることを目的として設置されました。
根拠法令等	都市公園法、岐阜県都市公園条例

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

令和元年6月21日から令和元年8月5日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
株式会社技研サービス	

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	20
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	20
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	5
計	100

6 岐阜県指定管理者制度等運用委員会の開催日

令和元年9月9日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
株式会社技研サービス	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を各務原公園の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）